

令和3年度  
巨理町指定介護サービス事業者等  
集団指導資料

巨理町長寿介護課

## 目次

表紙	P.1
目次	P.2
各種報告、届出について	P.3
事故報告書、感染症報告書について	P.7
巨理町における事故発生データ	P.12
事業者等の指導監督について	P.14
食品衛生法等改正に伴う集団給食施設の取扱い	P.16
高齢者虐待防止について	P.19
令和3年度介護報酬改定に伴う基準条例改正	P.21
みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度について	P.24
避難指示について	P.25
受講確認書	P.26
(他別添資料有)	

## <各種報告、届出について>

### 1. 変更届について

指定を受けた事項に変更が生じた場合は変更後 10 日以内に変更届と変更内容がわかる書類を添付して提出してください。ただし以下の①～③の事項に変更が生じた場合は、年に 1 回 5 月 1 日の状況を 6 月末までに提出してください。

- ①登記事項証明書等
- ②運営規程（人員基準を満たした人員変更のみ）
- ③協力医療機関又は協力歯科医療機関の変更

### <変更届に関する留意点>

変更届を提出する際に変更前と変更後において、何がどのように変更されたかの判断がつくように記載を行い、変更事項がわかる書類を添付の上で提出願います。

例えば運営規程が変更になった際に「変更前：運営規程 変更後：運営規程」のように運営規程のどこがどのように変わったのかわからない届出や、「変更前：介護支援専門 5 名 変更後：介護支援専門員 4 名」等、どの介護支援専門員が退職したのか、又、休暇に入ったのか等の何がどのように変更されたのか判断できない届出が提出されることや、添付書類が足りずに追加で提出を求める事例が目立ちますので、提出前にもう一度ご確認願います。

### 2. 廃止・休止届出について

事業所を廃止・休止する場合は廃止休止日の 1 ヶ月前までに提出をお願いします。なお、廃止・休止する年月日には、事業を行う最終日を記入願います。「現にサービス又は支援を受けている者に対する措置」の欄は必ず記載願います。

### 3. 介護給付費算定に係る体制等に関する届について

届出が必要な加算について新たに算定する場合や加算の区分を変更する場合、加算を取り下げる場合には給付体制の届出が必要です。給付体制の届出は毎月の締め日が定められていますのでご注意ください。

また給付体制届を提出する際は加算の要件を満たしているか、要件を満たしていることを証明できる根拠資料が添付されているか再度ご確認ください。

なお年度途中に新たに加算を算定したり、加算要件を満たせないために加算を取り下げる場合でも必ず給付体制に関する届出書及び体制一覧表をご提出ください。

変更届と給付体制の届出は手順が異なり、変更届の提出のみで給付体制の届出の受理とはなりませんので、ご注意ください。複数のサービスについて届出を行う場合は、事業所番号が同じであってもサービス毎に届出書を作成してください。また、加算状況の変更を行うために体制届を提出する場合には、変更箇所以外にも現に算定をしている加算の箇所に丸を付していただくようお願いします。

令和3年4月より、体制一覧表の様式が変更されています。届出については、新様式でご提出ください。

**【届出日と加算等算定開始の関係】**

■訪問・通所・居宅介護支援

毎月15日以前に届出＝翌月から算定

■施設・居住系サービス

届出が受理された日の翌月から算定（月の初日の場合はその月から算定）

**4. 業務管理体制整備に関する届出について**

介護保険法第115条の32により、事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

業務管理体制整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的実施
		業務が法令に適合することを確保するための規程(＝以下「法令遵守規程」)の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程(＝以下「法令遵守規程」)の整備
	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(＝以下「法令遵守責任者」)の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(＝以下「法令遵守責任者」)の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(＝以下「法令遵守責任者」)の選任
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

県内の介護サービス事業者	
区分	管轄
① 3以上の地方厚生局の区域	国
② 全ての事業所等が1の指定都市の区域	指定都市の長
③ 地域密着型サービスのみを行う事業者であって、事業所が1の市町村の区域	市町村長
④ ①～③以外の事業者	県

### 5. 事業所の連絡先を変更した場合の報告について

亙理町では、厚生労働省や宮城県から受信する介護保険に関する情報や照会等について、E-Mail を利用して介護事業所各位へ伝達を行う場合があります。事業所のメールアドレスや電話番号等が変更になる場合は、速やかにメール又はFAX 等で長寿介護課へご報告願います。また、登録メールアドレスについては可能な限り個人アドレスではなく組織のメールアドレスにて登録願います。

亙理町長寿介護課メールアドレス：fukushi3@town.watari.miyagi.jp

### 6. 届出様式に町ホームページの案内

届出に関する様式については亙理町ホームページをご覧ください。各種情報等についても亙理町ホームページにて案内を行うことになるので定期的に確認願います。<https://www.town.watari.miyagi.jp/>



・ トップページより「健康・福祉」を選択


伊達なわたり みんなで楽しく わたしのわたり

[ホーム](#) | [防災・安全](#) | [くらしのガイド](#) | [震災・復興](#) | [産業・ビジネス](#) | [観光・イベント](#) | [町政情報](#)

[証明・届出](#) | [子育て・教育](#) | [学ぶ・スポーツ](#) | [住まい・生活](#) | [健康・福祉](#) | [保険・年金・税金](#)

**健康・福祉**

[ホーム > 健康・福祉 > 介護保険](#)

**介護保険**

介護保険やサービスに関すること

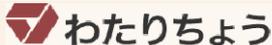
[第8期巨理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました](#)  
[介護保険料の算出と納め方](#)  
[介護保険制度の概要](#)

関連するカテゴリー

- [介護サービス](#)
- [介護保険\(事業者向け\)](#)

新型コロナウイルス感染症関連情報  
 急病のときは  
 健診・予防接種  
 健康づくり  
 助成・手当  
 幼児教育・保育  
 福祉  
**介護保険**  
 介護サービス  
 介護保険(事業者向け)

- ・ 介護保険「介護保険（事業者向け）」を選択


伊達なわたり みんなで楽しく わたしのわたり

[ホーム](#) | [防災・安全](#) | [くらしのガイド](#) | [震災・復興](#) | [産業・ビジネス](#) | [観光・イベント](#) | [町政情報](#)

[証明・届出](#) | [子育て・教育](#) | [学ぶ・スポーツ](#) | [住まい・生活](#) | [健康・福祉](#) | [保険・年金・税金](#)

**健康・福祉**

[ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護保険\(事業者向け\)](#)

**介護保険(事業者向け)**

[巨理町介護サービス事業者の指定・加算届出等について](#)  
[「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の届出について](#)  
[ケアプランに厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合について](#)  
[令和3年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算](#)  
[令和3年4月介護報酬改定について及び加算等の変更について](#)  
[令和2年度介護サービス事業者等集回指導](#)  
[介護保険施設における事故報告について](#)  
[新型コロナウイルス感染症介護施設等運営継続支援事業](#)  
[単位数サービスコードについて](#)

介護保険  
 介護サービス  
**介護保険(事業者向け)**  
 地域包括支援センター  
 相談

- ・ こちらに加算届や変更届等の事業者向け提出様式を用意しています。

## <事故報告書、感染症報告書について>

### 1. 事故報告について

介護保険のサービスの提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じなければならないことを基準条例で定めており、当該被保険者のご家族及び担当する居宅介護支援事業者等への連絡と同時に、保険者へ報告が必要です。亘理町では、宮城県が定める事故報告基準を基本としています

#### 【報告を要する事故】

#### (1) サービスの提供による利用者のけがや死亡等

けが等とは、転倒・転落・体位交換・交通事故等に伴う骨折や裂傷、打撲、火傷、誤嚥、異食、誤薬等をいいます。医療機関の受診の有無は問いません。なお、これ以外でも家族等に連絡の必要があると判断するものは、町へも報告してください。原因が明確ではない事故や、事業者側の責任や過失の有無は問わず報告の対象となります。

#### (2) 感染症、食中毒及び結核

感染症等については町ホームページの「感染症等発生報告書様式」にてご報告願います。

#### (3) 従業員の法令等違反、不祥事等

従業員の法令違反とは、虐待、預かり金の横領・紛失、書類紛失、送迎時の交通事故等が含まれ、怪我等がなくても報告の対象となるためご注意ください。送迎時の交通事故について、利用者を乗せた状態での交通事故を報告せず、近隣住民の情報提供にて事故が発覚したというケースがありました。

#### (4) その他、管理者が報告の必要を認めた場合

離設、溺水等の事故や、受傷・過失の有無等に関わらず苦情通報・訴訟・トラブル等が想定される事案等。

## 2. 報告方法について

### (1) 電話による第一報

事故等が発生した場合、事故発生当日、又は翌日等の事故処理の区切りがついた早い段階で、事故発生・発見日時、利用者の氏名・年齢、受傷の程度・部位、家族やケアマネージャーへの報告状況等の事故の概要を電話にてご報告願います。利用者及び家族等との信頼関係を損なわないためにも報告は速やかに行ってください。

### (2) 事故報告書の提出

事故原因の分析、再発防止策の検討等を行い、事故報告書の提出をお願いします。町ホームページに参考様式を掲載していますが、記載内容が具備されていれば事業所で使用している様式でも構いません。

事故報告書については ①被保険者の属する保険者 ②死亡事故の場合は仙台保健福祉事務所にも併せて ご報告願います。

## 3. 損害賠償について

運営基準では、「賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない」ことと、各事業所が万が一に備えて「賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと」とされています。

他市町村において結果的に死亡に至った事故も発生しており、賠償責任を問われる事態も考えられることから、事故原因の分析や保険会社と相談し、利用者及び家族が不利益を被らないような配慮が必要となるため、万が一に備えての体制整備をお願いします。

### 介護保険事業者事故等報告書

報告年月日： 年 月 日

1 事業所	事業所（施設）名				
	事業所番号	サービス種別			
	報告者（職・氏名）	連絡先電話番号			
2 利用者 （対象者）	氏名	年 齢	性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	保険者番号	被保険者番号			
	利用（入所）年月日	年 月 日 ~ 年 月 日	居室番号		
	身体状況等	要介護度	<input type="checkbox"/> 要介護5	<input type="checkbox"/> 要介護4	<input type="checkbox"/> 要介護3
			<input type="checkbox"/> 要介護2	<input type="checkbox"/> 要介護1	<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 事業対象者
		認知症老人の日常生活自立度	<input type="checkbox"/> I	<input type="checkbox"/> IIa	<input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> IIIa <input type="checkbox"/> IIIb <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M
障害老人の日常生活自立度		<input type="checkbox"/> J-1	<input type="checkbox"/> J-2	<input type="checkbox"/> A-1 <input type="checkbox"/> A-2	
	<input type="checkbox"/> B-1	<input type="checkbox"/> B-2	<input type="checkbox"/> C-1 <input type="checkbox"/> C-2		
	健康状態（疾病等）				
3 事故の 状況	発生日時	年 月 日（曜日）	時 分		
	発生場所				
	事故の種別	<input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 打撲 <input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> やけど <input type="checkbox"/> その他の外傷 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤嚥・誤飲 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症 <input type="checkbox"/> 結核 <input type="checkbox"/> 疥癬 <input type="checkbox"/> 自傷 <input type="checkbox"/> 利用者間のトラブル・暴力 <input type="checkbox"/> 無断外出 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	受傷程度等	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 要経過観察 <input type="checkbox"/> 要医療機関受診 <input type="checkbox"/> 要外来治療 <input type="checkbox"/> 要入院治療 <input type="checkbox"/> 死亡 ⇒ 死亡原因： 死亡日： 年 月 日			
	事故の内容	（発生時の状況、経緯、原因等を具体的に記載）			
4 事故時 の対応	対処状況				
	連絡状況	<input type="checkbox"/> 看護職員 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 施設長 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> ケアマネジャー <input type="checkbox"/> その他（ ）			
5 事故後 の対応	利用者・家族への対応	報告説明日：	年 月 日（曜日）	時 分	
		報告説明者：			
	説明内容等：				
	損害賠償等の状況				
6 事故の 再発防止	再発防止対策 （具体的に記載）				
		検討者	<input type="checkbox"/> 事故防止委員会による検討 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

※ 「事故の内容」「再発防止対策」については、なるべく具体的に記載し、記載しきれない場合は別の用紙に記載の上添付してください。

互理町指定介護施設における感染症等発生報告書

事業所名	報告年月日		年 月 日 ( )		
事業所の所在地			電話		
法人名			FAX		
サービス種					
初発生日時	年 月 日		時 分頃		
受診状況	受診人数	人	受診医療機関名		
	検査結果	<input type="checkbox"/> インフルエンザ <input type="checkbox"/> 感染性胃腸炎(ノロウイルス等) <input type="checkbox"/> 疥癬 <input type="checkbox"/> 結核 <input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症(O-157) <input type="checkbox"/> レジオネラ菌 <input type="checkbox"/> 肺炎 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> コロナウイルス <input type="checkbox"/> その他( )			
主な症状	<input type="checkbox"/> 嘔吐( 人) <input type="checkbox"/> 嘔気( 人) <input type="checkbox"/> 下痢( 人) <input type="checkbox"/> 腹痛( 人) <input type="checkbox"/> 発熱( 人) <input type="checkbox"/> 咳 ( 人) <input type="checkbox"/> 発疹( 人) <input type="checkbox"/> 皮膚の異常( 人) <input type="checkbox"/> その他( )( 人)				
発症者数等 (報告時点)	サービス種	利用者数	利用者数の内	発症者数の内	
			発症者数	重篤者数	入院者数
	合計				
	従業者	勤務者数	勤務者数の内	発症者数の内	
			発症者数	重篤者数	入院者数
	職員				
	調理従事者				
合計					
喫食状態	<input type="checkbox"/> 給食 ⇒ <input type="checkbox"/> 施設内調理 <input type="checkbox"/> 施設外・関連施設調理		発生前(直近)の施設の 行事等	<input type="checkbox"/> 誕生会 月 日	
	<input type="checkbox"/> 残食有			<input type="checkbox"/> 運動会 月 日	
	<input type="checkbox"/> 検食有			<input type="checkbox"/> 入浴 月 日	
				<input type="checkbox"/> その他( )	
施設の 対応状況	<input type="checkbox"/> 消毒の実施状況( 月 日～)		<input type="checkbox"/> 感染症予防対策委員会等		
	⇒ <input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸		⇒ 月 日		
	<input type="checkbox"/> 居室移動・隔離( 月 日～)		<input type="checkbox"/> その他 ( )		
保健所への 報告	<input type="checkbox"/> 報告済 <input type="checkbox"/> 未報告				

感染症の発生と経過状況			
日付	発生時の状況・ その後の経過	対処の方法	
		対応者	どのように対応したか

## ＜亙理町における事故発生データ＞

### 1. 事故発生場所等について

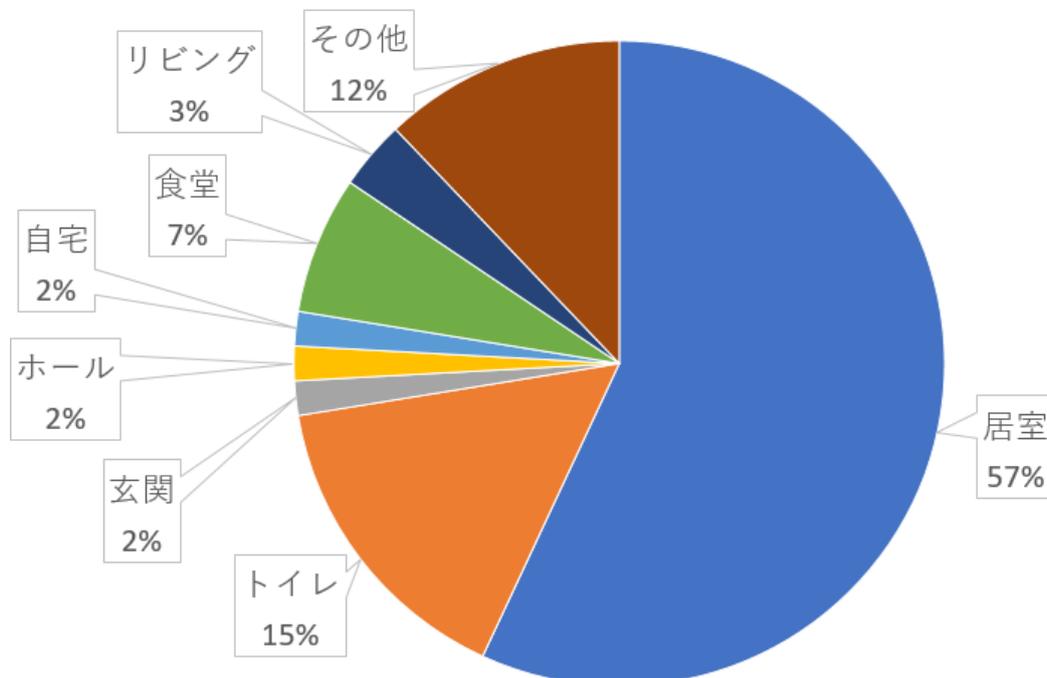
亙理町における事故発生の数値上の傾向については、「居室」が57%と一番高くなっており、「トイレ」が15%、「食堂及び機能訓練室」が7%と続きます。居室を有するサービス種だけでなく、通所系サービス等においても事故の発生には十分にご注意願います。

負傷内容別割合は「骨折」が57%、「打撲・捻挫・脱臼」が28%と続いています。原因・内容は転倒による骨折の報告が多くなっています。特に高齢者では骨粗鬆症にかかっている場合、すこし転んだ程度でも骨折することがあります。

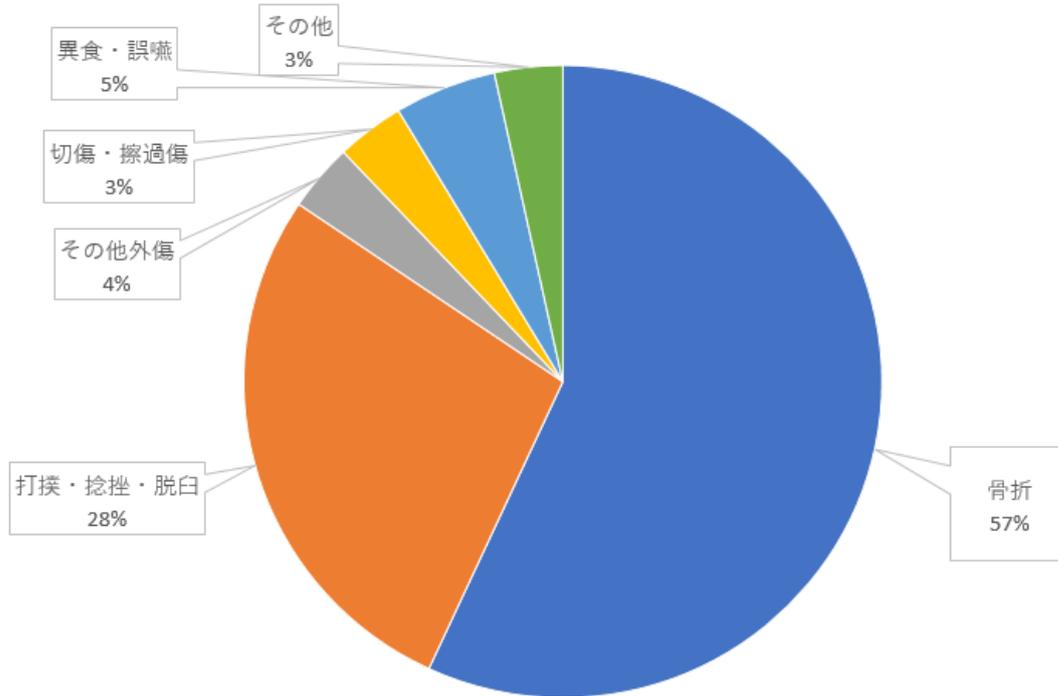
介護度別事故発生件数は「要介護4」「要介護3」「要介護5」と続いており、介護度の高い方の受傷リスクが高い傾向がみられました。

介護従事者は利用者の方へ介護サービスを提供している以上安全配慮義務を十分に果たさなければなりません。職員が目を離した際や夜間で職員が少数の時に居室で起こる事故等、防ぐことが難しい事故も存在します。事故が発生した際には、原因の追究を行い、事故発生原因自体を取り除く事も視野に入れ、職員が直接的にかかわって起きる事故については極力減らすように事業所全体で注意喚起を行い、起きた事故についても説明責任を果たせるように、介護サービスの質の向上を目指していただくようお願いいたします。

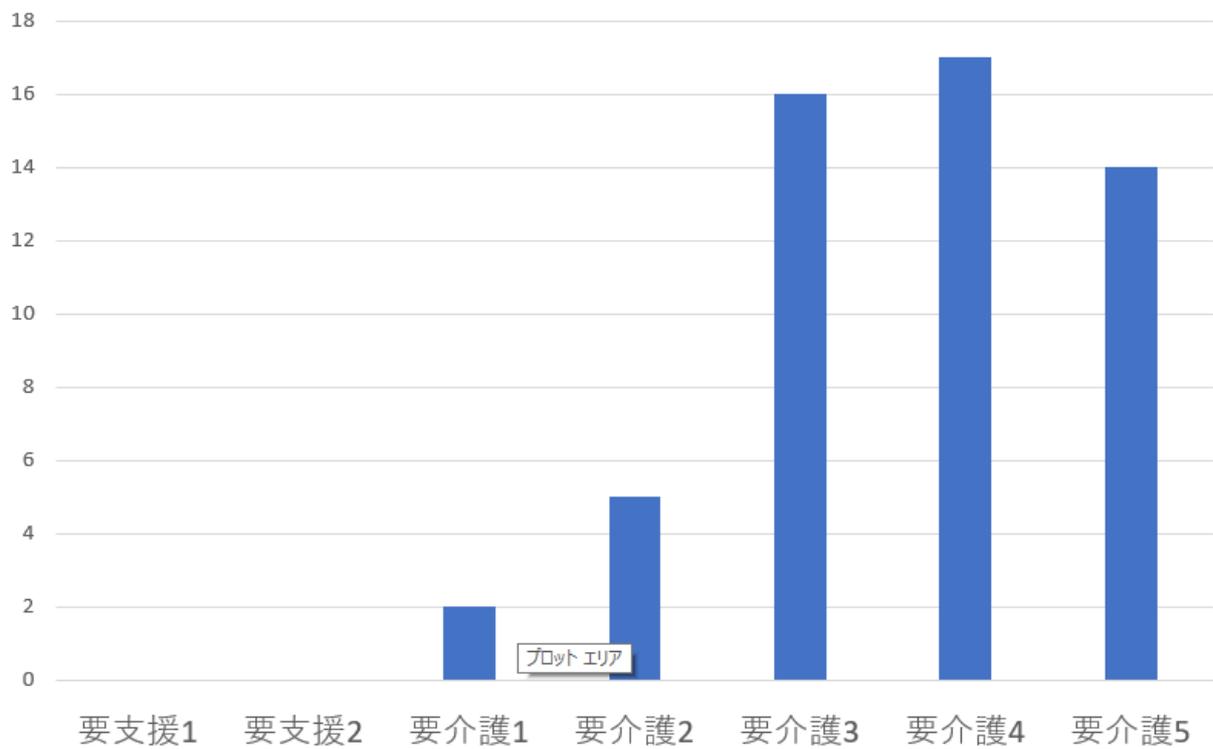
平成30年度～令和2年度 事故発生場所割合



平成30年度～令和2年度 負傷内容別割合



平成30年度～令和2年度 介護度別事故発生件数



## ＜事業者等の指導監督について＞

### 1. 指導等の種類について

#### 【集団指導】

事業者を一定の場所に集める、又はオンライン等の方式により制度改正内容や指導結果・伝達事項等を講習実施するもの。

#### 【実地指導】

介護保険サービス事業所において、関係書類等をもとに説明を求める面談方式により実施するもの。事業所の運営や報酬請求の状況、高齢者の尊厳保持等に関する理解や取り組みについて確認し、必要に応じた助言や指導を行うことにより、保険給付の適正化及び利用者個々の自立支援に資するサービスの質の確保・向上を図ることを目的とする。

#### 【監査】

指定基準違反や不正請求等の場合や、その疑いがあると認められる場合に実施するもの。実地指導中に明らかな違反や不正が見つかった際に監査宣言を行い、指導から監査に発展する場合がある。

### 2. 実地指導に際して

実地指導における確認項目等については、介護保険最新情報 Vol.730 老指発 0529 第1号において示された「実地指導の標準化・効率化等の運用方針」に基づき、標準確認項目・標準確認文書による指導と、加算及び減算に係る誤った解釈や認識の不足等から本来提供すべきものと相違したサービスが提供されていないかを事業所にて確認させていただきます。

亘理町ホームページに加算要件や自己点検シートを掲載していますので、各種加算等について十分な理解に努めていただき、適正な給付請求をお願いします。

### 3. 実地指導の流れについて

#### 1. 実施通知

- ◆指導日の概ね1～2ヵ月前までに事業者宛に実施通知を送付します。
- ◆原則として午前・午後の半日単位で実施しますが、指導内容によっては時間が延長となる場合がありますのでご協力願います。
- ◆通知に事前提出資料と当日準備資料等を記載します。

#### 2. 事前準備

- ◆事前提出資料・当日準備資料の確認・整理。

#### 3. 資料提出

- ◆実施通知記載の指定日までに事前提出資料を亶理町あてに提出。

#### 4. 実地指導当日

- ◆原則、亶理町長寿介護課職員2～3人で訪問します。
- ◆従業員の配置状況や利用申し込み手続き、利用者の処遇、報酬請求に関することなど運営全般について説明できる方が1名以上対応してください。管理者職の方以外でも結構です。
- ◆必要に応じて他の従業者等に聞き取りを行うことがありますのでご協力願います。
- ◆講評を行い当日は終了となります。

#### 5. 結果通知

- ◆指摘の有無にかかわらず、指導日から概ね1ヵ月以内に文書で通知します。
- ◆指摘内容は「口頭指導」「文書指導」があります。口頭指導は改善事項の中でも比較的容易なものに関しては口頭にて指導を行います。文書指導は事業所を運営していく上で法令違反や指定基準違反があり、運営改善が必要な事業所に対して行われます。

#### 6. 改善報告

- ◆結果通知内、「文書指導」項目について、期限までに改善状況を改善報告書にて提出してください。
- ◆報告書には改善状況が分かる資料を添付してください。改善状況が確認でき次第完了となります。

## <食品衛生法について>

### 1. 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱い

食品衛生法の一部改正に伴い、令和3年6月1日より全ての食品等事業者はHACCPに基づく衛生管理が義務化されました。介護事業所は「集団給食施設等」に該当し、一般衛生管理を基本としつつ、必要に応じて「重要管理点」（CCP＝加熱処理など、危害要因を除去・低減すべき特に重要な工程）を設けて、HACCPの原則を弾力化した「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を行うこととなっています。

上記に基づき、集団給食施設に該当する施設に関しては、管轄の保健所への届出が必要となりました。集団給食施設は、下記の3つの要件全てを満たす施設です。

- イ. 営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与していること。
- ロ. 1回の提供食数が20食程度以上であること。
- ハ. 令和3年6月1日時点で現に稼働していること。

亘理町に住所がある事業所についての管轄・届出先につきましては塩釜保健所岩沼支所となりますので、届出の提出・制度の詳細につきましては塩釜保健所岩沼支所へお問合せ願います。集団給食施設要件の「ロ. 1回の提供食数が20食程度以上であること。」の提供食数に関しては、『利用者定員数だけでなく、従業員に対するの食事提供も合計数に含まれる』と岩沼支所より回答いただきましたのでご留意願います。

## 食の安全のために

## 食品衛生法が改正されました

平成30年6月13日公布

「食品衛生法」は、飲食による健康被害の発生を防止するための法律です。前回の法改正から15年が経過しており、食を取り巻く環境の変化や国際化などに対応して食品の安全を確保するため、下記の7ポイントの改正を行いました。

## 1 広域におよぶ“食中毒”への対策を強化

広域的な食中毒の発生・拡大防止のため、国や都道府県が相互に連携・協力を行います。新たに「広域連携協議会」を設置し、緊急時には、この協議会を活用して対応します。

## 2 原則全ての事業者“HACCPに沿った衛生管理”を制度化

HACCP(ハサップ)とは、原料の受入から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法です。一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則として全ての食品等事業者に求めます。小規模事業者の負担に配慮し、手引き書の作成を進めます。

## 3 特定の食品による“健康被害情報の届出”を義務化

厚生労働大臣が定める特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害が発生した場合、事業者から行政へ、その情報を届け出ることを義務化します。

## 4 “食品用器具・容器包装”にポジティブリスト制度導入

食品用器具と容器包装について、安全性を評価して安全が担保された物質でなければ使用できない仕組みであるポジティブリスト制度を導入します。

## 5 “営業届出制度”の創設と“営業許可制度”の見直し

食品を扱う事業に関し、事業者の届出制度を作ります。併せて、現在の営業許可の業種区分を実態に応じて見直します。

## 6 食品の“リコール情報”は行政への報告を義務化

事業者が食品の自主回収(リコール)を行う場合に、自治体を通じて国へ報告する仕組みを作り、リコール情報の報告を義務化します。また、このリコール情報を一覧化してHP等で発信します。

## 7 “輸出入”食品の安全証明の充実

- ▶ 輸入食品の安全性確保のために、食肉等の食品のHACCPに基づく衛生管理や、乳製品・水産食品の衛生証明書の添付を輸入要件にします。
- ▶ 食品の輸出のための衛生証明書発行に関する事務を定めます。



### 3. 宮城県通知

長 政 号 外  
令和2年9月10日

各介護施設等管理者殿

宮城県保健福祉部長寿社会政策課長  
(公印省略)

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて（通知）

このことについて、別添のとおり厚生労働省老健局から事務連絡がありましたので、適切に対応をお願いいたします。

なお、別添事務連絡の概要等については下記のとおりです。

#### 記

##### 1 概要

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）が平成30年6月13日に公布され、また、改正法の施行に伴う関係政省令が令和元年11月7日及び同年12月27日に公布されています。

これに基づき、集団給食施設に該当する施設は届出が必要となりました。

##### 2 集団給食施設に該当する介護施設等の取扱いについて

###### (1) 集団給食施設の定義

集団給食施設は、下記の3つの要件全てを満たす施設です。この要件全てを満たす介護施設等は集団給食施設に該当します。

イ 営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与していること。

ロ 1回の提供食数が20食程度以上であること。

ハ 令和3年6月1日時点で現に稼働していること。

###### (2) 集団給食施設の届出について

集団給食施設に該当する介護施設等は下記により届出を行う必要があります。

イ 届出期間

令和3年6月1日から令和3年11月30日まで

ロ 届出先：管轄の保健所又は支所

## <高齢者虐待防止について>

### 1. 高齢者虐待防止について

高齢者虐待等防止については、以前より重点課題として各介護事業者に取り組んでいただいているところでありますが、令和3年度の介護報酬改定において、すべての介護サービスに対し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。

国の省令の改正に伴い、亘理町の条例も改正しており、運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加する必要があります。

経過措置期間が令和6年3月31日まで設けられているため、期日までは努力義務となりますが、高齢者虐待防止に係る体制の構築を行う必要があります。

#### 【高齢者虐待防止に際し定めること】

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
  - ⇒委員会は定期的を開催すること
  - ⇒委員会の決定事項等は従業者に周知徹底を図ること
- ②虐待防止のための指針整備
- ③虐待防止のための研修を定期的を実施
- ④虐待防止のための担当者を置く
- ⑤運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加

### 2. 身体的拘束等の適正化の推進について

身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務付けるとともに、義務違反の施設は基本報酬が減額されることとなります。

身体的拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第 97 条第 6 項の記録を行っていない場合、及び同条第 7 条に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

又、緊急やむを得ない場合に該当する 3 要件（切迫性、非代替性、一時性）に該当し、施設全体で判断し、身体的拘束を行った場合においては、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならず、当該記録は町の条例により 5 年間保存しなければなりません。

高齢者虐待の類型

類型	定義	具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷を生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること	殴る、物を壊す、物を投げつける、医学的判断に基づかない痛みを伴うリハビリの強要、無理に引さずる、無理やり食事を口に入れる、ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる、外から鍵をかけて閉じこめる
介護・世話の放棄放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など養護を著しく怠ること	日常的に著しく不衛生な状態で生活させる、体位の調整や栄養管理を怠る、病気の状態を放置する、処方通りに服薬させない、ナースコールを使用させない、高齢者に対して行われる暴力行為を放置する
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しき拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	怒鳴る、侮辱的なことを言う、本人の意思・状態を無視しておむつを使用する・食事の全場所をする、生活に必要な道具の使用を制限する、外部との連絡を遮断させる
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること	下半身を裸にして放置する、人前でおむつを交換する、性的行為を強要する
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること	日常生活に必要な金銭を使わせない、預貯金を無断で使用する、自宅を無断で売却する

## ＜令和3年度介護報酬改定に伴う基準条例の改正概要＞

### 1. 亘理町改正条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年省厚生労働省令第9号）が令和3年1月25日に公布され、介護事業所指定基準等が変更となったことに伴い、亘理町においても令和3年4月1日付けで指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正しました。今般改正を行った条例は下記の通りとなります。

- ◆亘理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◆亘理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ◆亘理町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ◆亘理町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- ◆亘理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ◆亘理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則
- ◆亘理町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

## 2. 改正の主な内容について

国の省令の改正に伴い、町の条例を改正しておりますので国改正と同一内容とはなりますが、内容が多岐にわたるため下記に主な改正内容を掲載いたします。サービス種毎の詳細については、別添の個別指導資料（厚生労働省資料）をご覧ください。

### ◆利用者人権擁護、高齢者虐待防止の推進

利用者の人権擁護、虐待防止に必要な体制の整備、従業者に対しての研修措置を事業所に義務付けるもの。運営規程に定めなければならない項目として「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加され、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付けるもの。経過措置期間3年。

### ◆科学的介護情報システム（LIFE）の活用とPDCAサイクルの推進

科学的介護情報システム（LIFE）を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨するもの。

### ◆感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務付けるもの。経過措置期間3年。

### ◆業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるもの。経過措置期間3年。

### ◆会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等について、テレビ電話等を活用しての実施を認めるもの。利用者や家族が参加して実施するものに関しては利用者等の同意が必要となる。

#### ◆ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者における適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるもの。

#### ◆記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として、電磁的な対応を認めるもの。

#### ◆質の高いケアマネジメントの推進（居宅介護支援事業所）

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、利用者に説明を行うことを新たに求めるもの。

- ・「前6ヵ月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合」
- ・「前6ヵ月間の各サービスの同一事業所によって提供されたものの割合」

#### ◆無資格者への認知症介護基礎研修受講の義務付け

介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置の義務付け。

#### ◆運営規程の掲示の柔軟化

運営規程等の重要事項について、事業所掲示だけでなく閲覧可能な形で、ファイル等で備え置くこと等を可能とする。

#### ◆避難訓練等における地域住民との連携

避難・救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めること。日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めること。

# <みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度について>

## ■「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度」申請から認証までの流れ



<避難指示について>

令和3年5月20日から

警戒レベル  
4

ひなんしじ  
**避難指示で必ず避難**

ひなんかんこく  
**避難勧告は廃止です**

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は付近	さんさゆうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれ高	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 災害の注意	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後災害は 発生のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

<p>警戒レベル5は、 すでに安全な避難ができず 命が危険な状況です。 <b>警戒レベル5緊急安全確保の 発令を待ってはいけません！</b></p>	<p><u>避難勧告は廃止されます。</u> これからは、 <b>警戒レベル4避難指示で</b> <u>危険な場所から全員避難</u> しましょう。</p>	<p>避難に時間のかかる <u>高齢者や障害のある人は、</u> <b>警戒レベル3高齢者等避難で</b> <u>危険な場所から避難</u> しましょう。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

内閣府(防災担当)・消防庁

## 受講確認書

本事業所は、介護保険における各基準を遵守した運営を行うため、令和3年度亘理町集団指導の資料を用いて事業所内周知を行いました。

令和3年 月 日

サービス種： \_\_\_\_\_

事業所番号： \_\_\_\_\_

事業所名： \_\_\_\_\_

管理者名： \_\_\_\_\_

※確認書は、次のいずれかの方法により提出願います。

E-Mail : [fukushi3@town.watari.miyagi.jp](mailto:fukushi3@town.watari.miyagi.jp)

F A X : 0223-34-1361

郵 送 : 〒989-2393 亘理郡亘理町字悠里1番地

長寿介護課介護保険班